

信越石英株式会社 購買に関する一般取引条項

1. 一般事項

信越石株式会社（東京都品川区大崎 1-11-2 ゲートシティ大崎 イーストタワー9階（以下、「信越石英」という。））のすべての発注書（以下、「発注書」という。）は、商品の配送および売主（以下、「売主」という。）によるサービスの提供（以下、「取引」という。）に関して、次の一般取引条項（発注書とこれらの条件 以下、総称して「購買契約」という。）を適用するものとする。売主が提示する取引の条件に矛盾するものが含まれている場合、それらは、売主の提案と見なし、信越石英によって書面で受け入れられた範囲内に限りその取引を有効とする。本購入契約に基づき、売主は、販売に同意し、信越石英は、発注書に記載されている特定の商品、製品、またはサービスの購入（以下、「商品等」という。）の取引において合意するものとする。

2. 注文、注文の受諾

発注書は、売主が（a）発注書に受諾した旨を示した日付、（b）商品等の出荷日、または（c）信越石英が発注書または指示書を発行してから 5 営業日以内に、信越石英に対して書面による注文の受諾の通知がなされなかった時点のいずれかの早い日において、売主により注文が受諾されたものとみなす。信越石英は、売主が本発注書を受諾するまでの間、注文書を取り消し、もしくは変更することができる。

3. 品質、梱包および書類

3.1 品質 売主は、本購入契約に基づいて提供されるすべての商品等が、該当する信越石英の仕様および要件に厳密に従って製造されることに同意し、表明し、保証するものとする。

3.2 梱包 商品等は、安全に梱包し、出荷時に出荷した商品等の正確な数量と説明を記載した文書を本梱包に含めるものとする。

4. 出荷と配送

信越石英は、効率的に業務を遂行のため発注書に記載された期日に納入されるものとし、売主は、出荷または納入の遅延が予測される場合は、信越石英に事前に報告するものとする。また、売主が発注書の条件もしくは本一般取引条項に従って納品を行わなかった場合は、信越石英は、売主に対して発注書の全部または一部を解除する権利を有する。

5. 検査

信越石英は、納入された商品を検査し、あるいは拒否する権利を留保するものとする。信越石英は、欠陥品または不適合品を保管することができる。または、売主の指示によって返品することができる。この場合、保管および返品の費用は売主の負担とする。また、検査前の代金支払に関しては、検収としてみなすものではない。支払いが行われた場合でも、信越石英の売主に対するいかなる申し立てにも影響を及ぼさないものとする。

6. 製造プロセスの変更

売主は、(i) 商品等の適合、形態または機能に重大な影響を与える可能性のある材料、原料の変更、製造プロセスまたは製造場所の変更および (ii) 生産の中止計画について、信越石英に事前に書面で通知するものとする。また、当該商品等については、売主が生産を停止する前に、信越石英は、最長 1 年間の「最終の購入」を行う権利を有する。

7. 契約の解除

7.1 本一般取引条項第 4 条の規定にかかわらず、信越石英は、以下のいずれかの事由が発生した場合、売主への書面による通知により、発注を解約あるいは購入契約を終了することができる。

- (1) 売主が本一般取引条項に違反した場合、または信越石英が、売主が本一般取引条項に違反したと合理的に信じるに至った場合
- (2) 売主が解散する場合
- (3) 破産、破産に関連する法律に基づく自発的または非自発的に届出が提出された場合
- (4) 裁判所により、売主の事業に関して一時的または恒久的な受取人、受託者または管理人の任命された場合
- (5) 債権者の利益のための売主の資産の譲渡があった場合
- (4) 売主の株式または株式所有権の譲渡または実質的にすべての資産の売却により第三者に事業を売却する場合

7.2 信越石英は、前項第(1)号に基づき、本購買契約を解除した場合は、売主に対し、これにより生じた損害賠償を請求することができる。

8. 製品保証

8.1 保証 売主は、すべての商品が（a）信越石英が

提供する説明または仕様に適合し、(b) 素材、設計および仕上げに欠陥がないこと、および (c) 信越石英への納入後 365 日間は販売可能な品質であることを明示的に保証するものとする。

8.2 契約不適合責任 売主が欠陥品または不適合品を納入した場合、信越石英は (a) 欠陥品または不適合品の一部または全部を受け入れ、それらに関連する補償を売主に請求することができる。あるいは (b) 全部または一部を拒否することができるものとし、(c) 信越石英の選択で、商品等の迅速な修理または交換を売主に請求することができる。

8.3 返品 売主が 8.2 に基づき、信越石英の請求から 14 日以内に売主が商品を修理または交換できない場合は、信越石英は、売主と協議により、当該商品等を売主に返品することができるものとし、売主は、信越石英が支払った全額を遅滞なく返金するものとする。

8.4 非侵害 売主は、商品等が第三者の特許、実用新案権、商標、意匠権、著作権、企業秘密、またはその他の知的財産権を侵害、悪用していないことを保証する。

8.5 侵害保証 売主は、本購入契約に基づいて購入された商品について、第三者の権利に関する知的財産権侵害の申し立て、訴訟、または訴訟から生じる請求、損失、損害、責任および費用から、信越石英とその子会社、関連会社、役員、取締役、従業員、代理人に対して請求が生じないことを保証するものとする。

8.6 製造物責任 売主は、購入契約に基づいて購入された商品等の欠陥により、人身傷害または物的損害を主張する申し立て、訴訟または訴訟から生じる請求、損失、損害、責任、費用から、信越石英とその子会社、関連会社、役員、取締役、従業員、および代理人に対して請求が生じないことを保証するものとする。ただし、商品等の欠陥により、信越石英または第三者に損害が発生した場合は、売主は、その損害を賠償するものとする。

9. 機密情報および知的財産権

9.1 機密情報 売主は、発注書の内容を履行するために信越石英が機密と判断した特定の情報（書面および口頭、電気通信回路その他の方法を問わない方法で開示されたものも含む。）、知的財産、消耗品、図面、ソフトウェア、仕様、ツール、

機器、金型、備品およびその他の所有物（以下、「機密情報」という。）を開示または提供した機密情報は、信越石英に帰属するものとし、売主は、当該機密情報を機密として管理し、善良の注意をもって取り扱うものとする。売主は、信越石英の書面による事前の同意なく (a) 売主が購入契約に基づく義務を果たすために必要な従業員（以下、「関係者等」という。）を除き、本購買契約の条件を含む機密情報を開示してはならない。また、(b) 売主が購入契約に基づく義務を履行するために必要な場合を除き、機密情報を本契約の目的外において使用すること、並びに (c) 機密情報を第三者に開示または提供してはならない。

9.2 返却 発注書に基づく取引完了後、書面による信越石英の指示に従い、売主は、機密情報またはコピーを破棄または返却するものとする。売主は、機密情報の紛失、損傷、誤用について責任を負うものとする。信越石英より合理的な請求により、売主は、機密情報を保護するために信越石英とより広範な機密契約を締結することができる。

9.3 ライセンスの許諾 本購買契約で規定されている場合を除き、信越石英は、売主に機密情報のライセンスを付与しないものとする。

9.4 所有権 信越石英は、すべての機密情報、信越石英の製造活動中に生成されたその他の財産、および製造プロセス中に信越石英によって行われた商品の改善に対するすべての権利、権原、利益を常に保有および保持するものとする。信越石英による改良、追加が施された商品の所有権は、信越石英に帰属するものとする。

10. 反社会的勢力の排除

甲および乙は、相手方が以下のいずれかに該当した場合は、相手方に対し何らの催告を要することなく購買契約を解除することができる。

- (1) 役職員等に暴力団、暴力団関係企業、総会屋等の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という。）の構成員がいる場合。
- (2) 反社会的勢力の構成員が経営に実質的に関与している場合。
- (3) 反社会的勢力に対し、資金等を供給し、または便宜を供与するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、または関与している場合。
- (4) 反社会的勢力であると一般的に見られるような行為を行った場合
- (5) その他上の各号に類似する場合。

11. 法令遵守

11.1 法令遵守 発注書の内容を履行する際、売主は、以下を含むがこれらに限定されない、適用されるすべての日本法のみならず購買契約関連して適用される国内外のあらゆる法令、規則を遵守する他、以下のいずれかの事項に関連する法令についても遵守するものとする。(a) 商品等の製造、販売、配送、(b) 労働安全衛生、(c) 死亡、負傷または損傷からの人および財産の保護、(d) 個人情報の保護 (e) 平等な雇用機会を含む労働と雇用、(f) 税金、(g) 輸出管理、(h) 環境および有毒または危険物質の使用、取り扱い、保管、ラベル表示、および廃棄、(i) 資金洗浄、贈収賄、反テロリズム、貿易禁輸措置および経済制裁

11.2 法令遵守に関する保証 売主は、売主が本規定に違反したことに起因して行われる主張、申し立て、訴訟または訴訟から生じる請求、損失、損害、責任および費用を負担し、信越石英とその関連会社、役員、取締役、従業員および代理人に対して、請求が生じないことを保証するものとする。

12. 準拠法

12.1 準拠法 本一般取引条項及び購買契約に関わる事項については、抵触法にかかわらず、日本の法律に従って解釈され、日本法のみ準拠するものとします。

12.2 裁判管轄 信越石英と売主は、購買契約に基づくまたはそれに関連する紛争が生じた場合においては、誠意をもって協議により解決することに努めるものとする。本紛争が合理的な期間内に誠意による協議によって解決できない場合は、東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

13. 一般条項

13.1 完全合意 購買契約および仕様書から参照できる文書は、信越石英と売主の完全な理解と合意を構成するものであり、購買契約の内容に関するそれ以前のすべての口頭または書面による交渉と合意に優先する。但し、本購買契約以前に信越石英と売主との間で既に締結された個別契約若しくは取引基本契約がある場合はこの限りではない。その他、条件の対立については、協議により変更、修正により解決を図るものとし、信越石英および売主の権限を有する者に代わって正式に委任された役員または代表者が署名した

場合を除き、購買契約の変更または修正は無効とする。

13.2 可分性 本購買契約のいずれかの条項が法律で禁止される場合、または管轄裁判所により違法、無効または執行不能と判断された場合でも、その他の条項は引き続き完全に有効に存続する。

13.3 権利不放棄 信越石英または売主が本購買契約に基づく条項についての権利行使をおこなわなかった場合においても、本権利を放棄したものとはならない。

13.4 譲渡禁止 信越石英あるいは売主は、相手方の事前の書面による同意なしに、購買契約の地位又は権利義務の全部もしくは一部を第三者に対し、譲渡、貸与または担保に供することはできない。また、事前の書面による同意を得た場合、(a) 関係者、あるいは (b) 契約当事者のすべてまたは実質的にすべての資産を取得する第三者に対して、資産の売却、合併またはその他の手段により譲渡することができるものとする。この場合においても本購買契約に規定された条項を履行する義務は存続するものとする。

13.5 通知 特段の定めがない限り、購買契約に基づくすべての通知または通信は、信越石英が指定する住所あるいは地番（以下、「住所等」という。）に、あるいは発注書記載の連絡先に送付するものとする。また、売主の住所等などの連絡先が変更する若しくはした場合は遅滞なく、信越石英に通知するものとする。

14. 協議

本一般取引条項に定めのない事項または購買契約に関する解釈上の疑義については、協議により、決定するものとする。